

ミライへ進む会運営規約

第1条（名称）

本会は「ミライへ進む会」と称する。

第2条（目的）

本会は、DV被害者で、その被害の延長として現在も多重債務に苦しめられている匿名女性Aさんを救うことを目的とする。またその救済方法として、募金活動を行う。

第3条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

川崎市内

（銀行提出書類には住所は記載しておりますが、個人邸のため削除しております）

第4条（活動）

本会は、次の活動を行う。

- 1 DV被害の実情を周知し、協力者からの募金を募る。
- 2 銀行口座及び、ゆうちょ振替口座などでの募金の管理を行う。
- 3 募金金額を集計し、主にウェブ上で会計報告を行う。

第5条（会員）

本会の会員は、Aさんを救おうという強い意志を持ち、募金活動を行う個人、法人及び団体で、ボランティアの活動とする。

第6条（役員・役員会）

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

会計 1名

役員会は、代表の招集に応じて開催する。

役員会の決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第7条（報酬）

すべての役員、会員に対する報酬は支払わない。

第8条（募金の使途）

匿名女性Aさんの負債の返済にあてる。余剰金が出た場合は、DV関連の団体などに寄付する。

第9条（規約改正）

この規約は役員会の全会一致により改正できる。

第10条（設立年月日）

本会の設立年月日は、平成30年11月1日とする。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 元吉志麻

副代表 高田功

会計 江藤高志

2. この規約は2018（平成30）年11月1日から適用する。